⑷　写真　受験申込前６月以内に脱帽して正面から撮影したパスポート（旅券）サイズ（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）のものとし、その裏面には氏名を記載すること。

イ　５の⑴に該当する者が提出する書類

学校長の発行に係る卒業証明書又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに卒業証明書を提出すること。

ウ　５の⑵、⑶のカ、キ若しくはク、⑷又は⑸に該当する者が提出する書類

勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

エ　５の⑵に該当する者が提出する書類

受験申込書提出の際にすでに実務者研修を修了している者にあっては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了証明書、受験申込書提出後に実務者研修を修了予定の者にあっては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了見込証明書

なお、実務者研修修了見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに、実務者研修修了証明書を提出すること。

オ　５の⑶に該当する者が提出する書類

学校長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）又は卒業見込証明書（平成20年度以前に入学した者については、卒業証明書及び履修証明書）

なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに卒業証明書を提出すること。

カ　５の⑸に該当する者が提出する書類

㋐　介護職員基礎研修課程の実施者が交付する介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類

㋑　受験申込書提出の際にすでに喀痰吸引等研修を修了している者にあっては喀痰吸引等研修の実施者又は都道府県が交付する喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類、受験申込書提出後に喀痰吸引等研修を修了予定の者にあっては喀痰吸引等研修の実施者又は都道府県が交付する喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類

なお、喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。

キ　第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書又は卒業見込証明書及び履修見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書及び履修証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、実務経験証明書、卒業証明書（学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者にあっては、これを証する書面）及び履修証明書の提出に代えることができる。

ク　過去の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であって、実務者研修修了証明書又は介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類及び喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出したものについては、当該受験票の提出をもって実務者研修修了証明書又は介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類及び喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の提出に代えることができる。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、６の⑴において別に定めるものを除き、令和７年８月６日（水曜日）から令和７年９月５日（金曜日）までの間に、試験センターに提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便により、令和７年９月５日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

エ　過去の介護福祉士国家試験で受験票の交付を受けた者であって、受験資格を証する書類を提出した者は、インターネットによる受験申込みをすることができる。インターネットによる受験申込みは、令和７年８月６日（水曜日）から令和７年９月５日（金曜日）までの間に、試験センターのホームページより申込手続きを行ったものに限り受け付ける。

なお、初めて試験を受けようとする者は、受験資格を証する書類の提出が必要であるため、インターネットによる受験申込みをすることができない。

オ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、18,380円とし、受験手数料の額を試験センターにコンビニエンスストア等から納付すること。この場合において、コンビニエンスストア等に支払う手数料は受験申込者の負担とする。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付

受験票は、令和７年12月12日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

７　合格基準の考え方

⑴　全パート受験した者

ア　次の㋐、㋑の条件を満たした者を合格者とする。

㋐　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数（以下、合格基準点という。）以上の得点の者。

㋑　㋐を満たした者のうち、以下の11試験科目群すべてにおいて得点があった者。

①人間の尊厳と自立、介護の基本　②社会の理解　③人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術　④生活支援技術　⑤こころとからだのしくみ　⑥発達と老化の理解　⑦認知症の理解　⑧障害の理解　⑨医療的ケア　⑩介護過程　⑪総合問題

イ　アの条件を満たさない者でも、次の条件によりパートごとの判定を行い、すべてのパートごとの合格基準を満たした者（パート合格の有効期限内の者に限る。）を合格者とする。

次のパート別内訳表のすべてのパートを受験した全受験者の、各パートの平均得点の比率を用いて、全体の合格基準点を按分して得られる各パートの点数以上を得点し、かつ、当該パートを構成する試験科目群すべてにおいて得点があった者。

（パート別内訳表）

パート	試験科目群
A	①人間の尊厳と自立、介護の基本
	②社会の理解
	③人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
	④生活支援技術
B	⑤こころとからだのしくみ
	⑥発達と老化の理解
	⑦認知症の理解
	⑧障害の理解
	⑨医療的ケア
C	⑩介護過程
	⑪総合問題